

第 14 次労働災害防止推進計画

令和 5 年 4 月

宮城労働局

< 目次 >

- 1 はじめに
- 2 計画期間
- 3 計画の目標
 - (1) アウトプット指標（行動指標）
 - (2) アウトカム指標（成果指標）
 - (3) 総括指標
 - (4) 計画の評価と見直し
- 4 「第13次労働災害防止計画」（以下、「13次防」という。）の成果と今後の方向性
 - (1) 13次防目標の達成状況等
 - (2) 災害の発生状況と対策の方向性
 - ア 死亡災害
 - イ 死傷災害
 - (3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性
 - ア メンタルヘルス対策関係
 - イ 過重労働防止対策関係
 - ウ 産業保健活動関係
 - (4) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性
 - (5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性
- 5 計画の重点事項
- 6 重点事項ごとの具体的取組
 - (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
 - ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備
 - イ 労働災害発生状況の分析結果等の周知
 - ウ 安全衛生対策におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
 - (2) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
 - (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
 - (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
 - (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
 - (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
 - ア 陸上貨物運送事業対策
 - イ 建設業対策
 - ウ 製造業対策
 - エ 林業対策
 - (7) 労働者の健康確保対策の推進
 - ア メンタルヘルス対策
 - イ 過重労働対策
 - ウ 産業保健活動の推進
 - (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
 - ア 化学物質による健康障害防止対策
 - イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

- ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策
- エ 電離放射線による健康障害防止対策

1 はじめに

第14次労働災害防止計画及び宮城県内の事業場における労働災害発生状況等を踏まえて、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度とする当局における労働災害防止に関する5か年計画を以下のとおり策定する。

2 計画期間

2023年度から2027年度までの5か年とする。

3 計画の目標

以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

(1) アウトプット指標（行動指標）

本計画においては、後述する計画の重点事項の取組の成果として、事業者において実施される次の事項をアウトプット指標として定め、その達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う。

ア 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。

介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

イ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

ウ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

エ 業種別の労働災害防止対策の推進

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。

墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

オ 労働者の健康確保対策の推進

企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。

勤務間インターバル制度を導入している（予定を含む）企業の割合を2025年までに30%以上とする。

メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

使用する労働者数 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

各事業場において必要な産業保健サービス（健診結果に基づく保健指導、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等）を提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。

カ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・SDS の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDS の交付を行っている事業場の割合を 2025 年までにそれぞれ 80%以上とする。

労働安全衛生法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。

熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し、活用している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

(2)アウトカム指標（成果指標）

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、本計画策定時において一定の仮定、推定又は期待の下、試算により算出された目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定又は期待が正しいかも含め、アウトプット指標として掲げる事業者の取組が、アウトカムにつながっているかどうかを検証する。

ア 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

増加が見込まれる転倒の死傷年千人率を 2027 年までにその増加に歯止めをかける。

転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 34 日以下とする。

増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を、2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

イ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷者数を、2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

ウ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

外国人労働者の死傷年千人率を 2027 年までに労働者全体の平均以下とする。

エ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業における死傷者数を、2022 年と比較して 2027 年までに 5%以上減少させる。

建設業における死亡者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 15%以上減少させる。

製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を、2022 年と比較して 2027 年までに 5%以上減少させる。

林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022 年と比較して 2027 年までに 15%以上減少させる。

オ 労働者の健康確保対策の推進

週所定労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、1 か月の所定外労働時間が 30 時間以上の雇用者の割合を 2025 年までに 7 % 以下とする。

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を 2027 年までに 50% 未満とする。

労働者数 50 人以上の事業場における定期健康診断（一般健康診断）の結果について、2027 年までに有所見率を全国平均に近づける。

カ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を、第 13 次労働災害防止計画期間と比較して 5 % 以上減少させる。

増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率を、第 13 次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。 当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したものの

(3) 総括指標

死亡災害は、2022 年と比較して 2027 年までに 5 % 以上減少する。

死傷災害（休業 4 日以上労働災害をいう。以下同じ。）は、2021 年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数が 2022 年と比較して 2027 年までに減少に転ずる。

(4) 計画の評価と見直し

本計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、宮城地方労働審議会に報告する。また、必要に応じ、計画を見直す。

なお、計画の実施状況の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める事業者の取組がどの程度アウトカム指標の達成に寄与しているか等の評価も行うこととする。

4 「第 13 次労働災害防止計画」（以下、「13 次防」という。）の成果と施策の方向性

(1) 13 次防目標の達成状況等

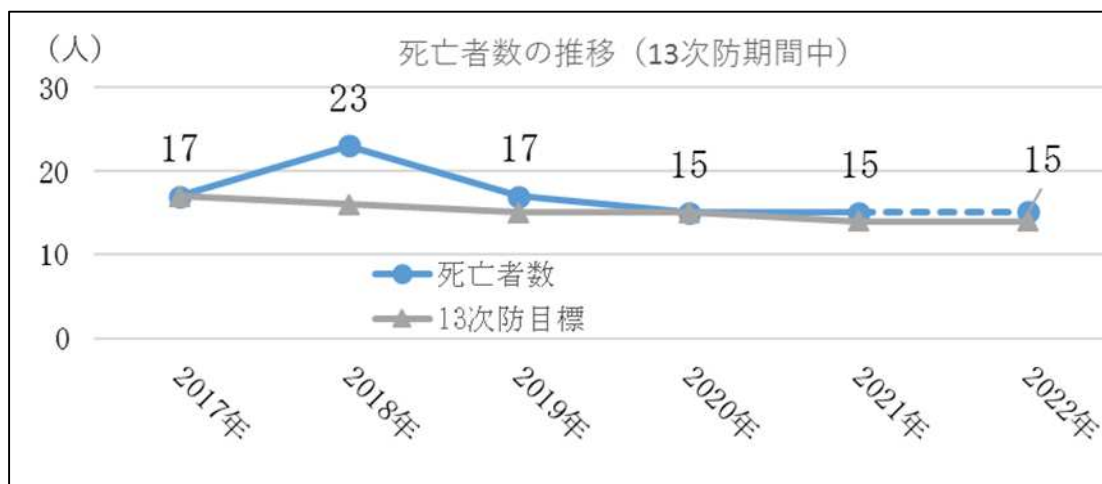
13 次防の目標及びその達成状況等は以下のとおりである。

ア 死亡災害については、2017 年と比較して、2022 年までに 15% 以上減少させるとしているところ、2017 年の死亡者数は 17 人で確定していることから、目標人数は 14 人以下となる。

これに対して、県内の死亡者は 2018 年に 23 人に増加したものの、2019 年には 17 人に減少しており、その後 3 年連続して 15 人（2022 年は 2 月末速報値。以下同じ。）となっている。

なお、この間、2021 年の 15 人には新型コロナウイルス感染症のり患による死亡者 1 名が含まれていることから、これによるものを除くと 14 人となり、単年では目標に到達している。

以上から、死亡災害については、計画目標の達成には至っていないものの、引き続き、長期的な減少傾向を維持しており、計画期間中においては概ね目標水準まで減少しているものと評価する。

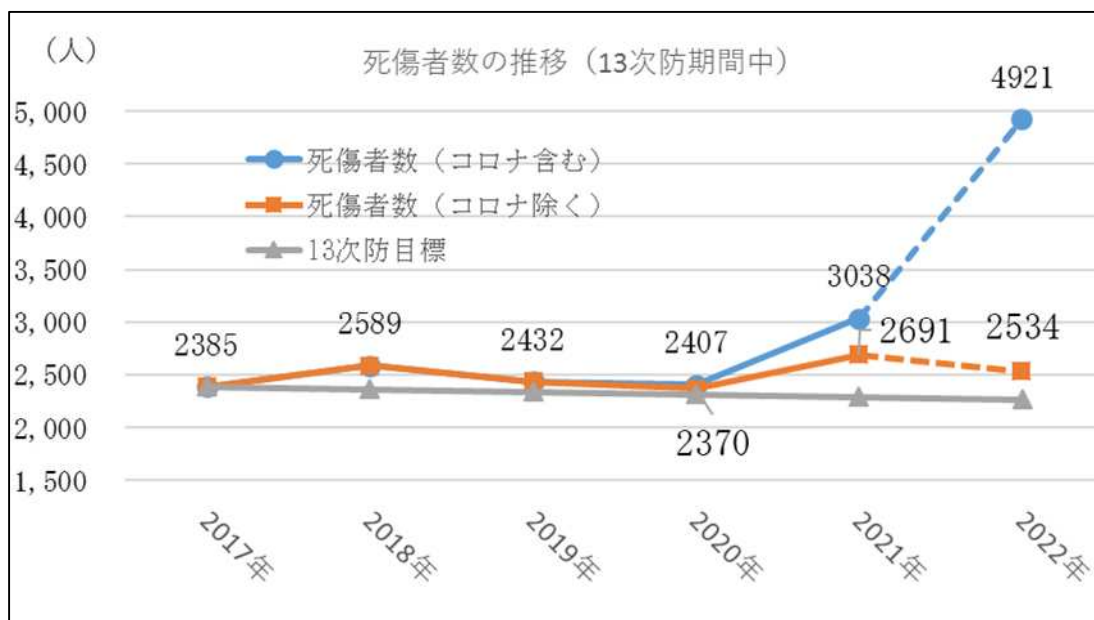


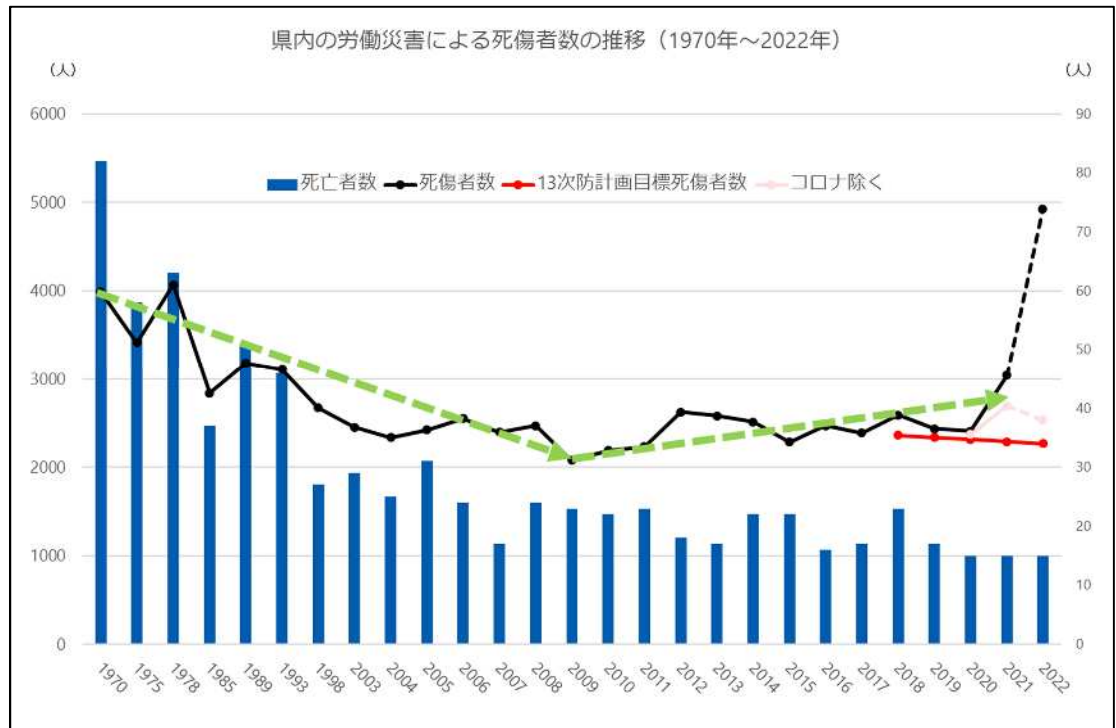
イ 死傷災害について、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させるとしているところ、2017年の死傷者数は2,385人で確定していることから、目標人数は2,265人以下となる。

これに対して、2018年に死傷者数が増加した後以降2年間は連続して減少しているものの、2020年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に2021年以降は死傷者数が急増、2022年は4,921人と1973年に現在の統計を取り始めて以来最も多くなっている。

また、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除いても、2021年は2,691人と1998年以降で最も多くなり、2022年は2,534人となっている。

以上から、死傷災害については、計画目標の達成には至らず、また、13次防期間中に増減を繰り返しているものの、中長期的には2009年に過去最少となって以降に増加に転じたトレンドに変化はなく、引き続き増加傾向にあるものと評価する。





ウ 重点業種の目標及びその達成状況等については、以下のとおりである。

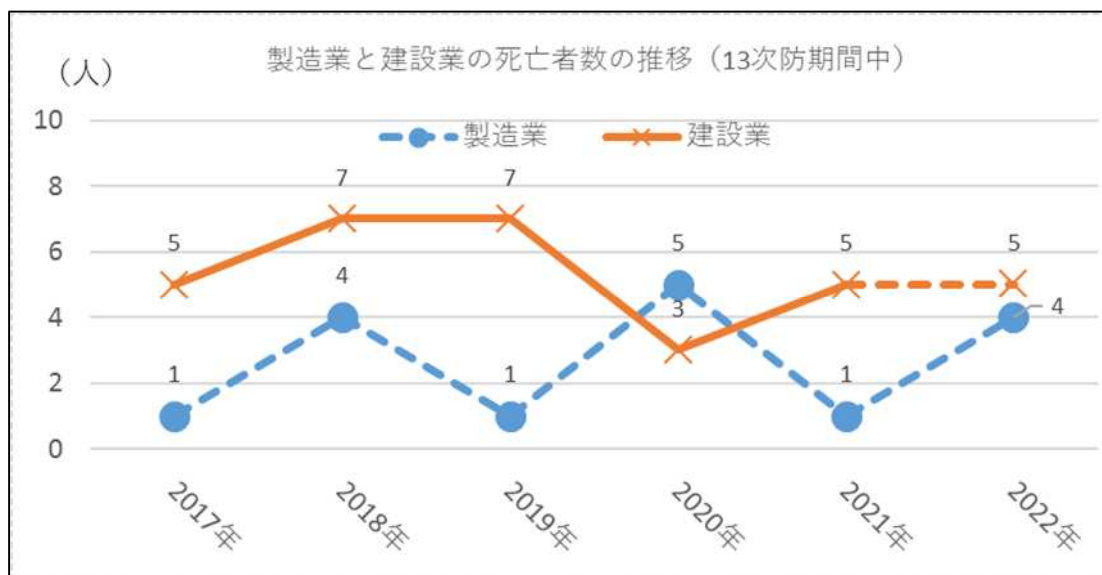
なお、以下については、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除いて目標達成状況
を評価する。

(ア) 製造業については、死亡者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 15%以上減少させると
しているところ、2017 年の死亡者数は 1 人で確定していることから、目標人数は 0 人とな
る。

これに対して、2018 年以降は、毎年 1 人から 5 人の範囲で増減を繰り返し、2022 年は
4 人となっており、目標水準には至っていない。

(イ) 建設業については、死亡者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 15%以上減少させると
しているところ、2017 年の死亡者数は 5 人で確定していることから、目標人数は 4 人以下
となる。

これに対して、2018 年以降は、毎年 3 人から 7 人の範囲で増減を繰り返し、2020 年に
は目標人数を 1 人下回っているものの、2021 年から 2 年連続して 5 人となっており、目標
水準には至っていない。



(ウ) 陸上貨物運送事業については、死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 5 % 以上減少させるとしているところ、2017 年の死傷者数は 324 人であることから、目標人数は 307 人以下となる。

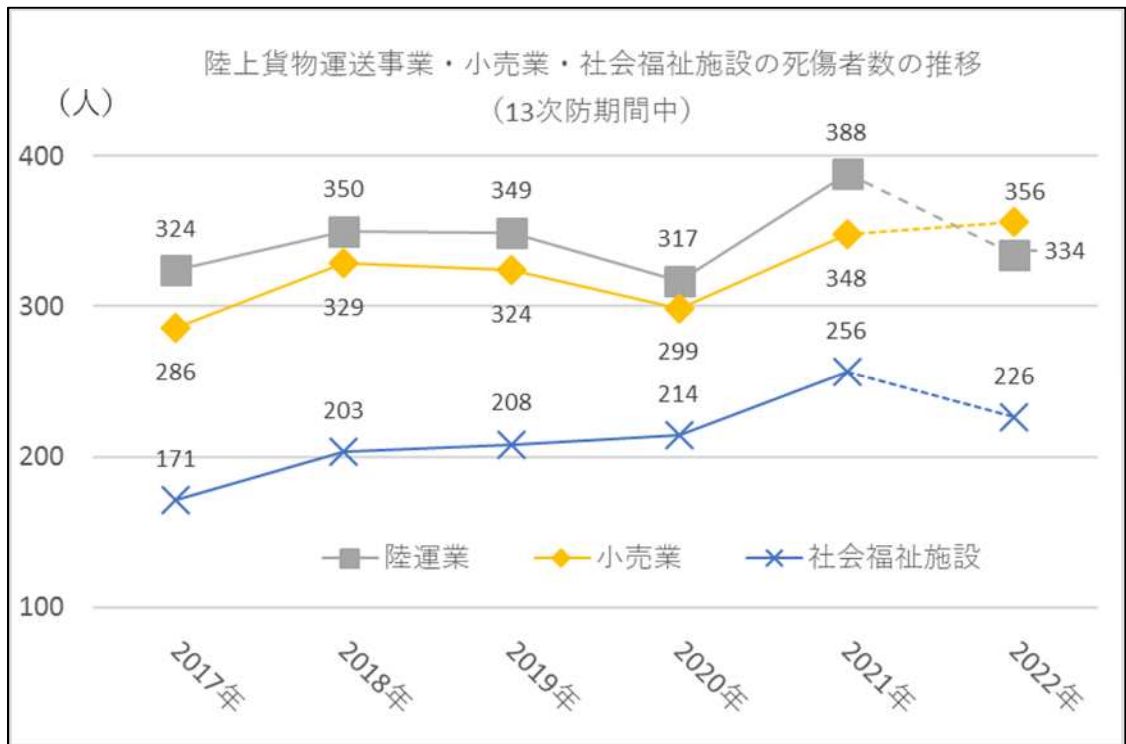
これに対して、2018 年以降は毎年 317 人から 388 人の範囲で増減を繰り返し、2022 年は 334 人となっており、目標水準には至っていない。

(エ) 小売業については、死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 5 % 以上減少させるとしているところ、2017 年の死傷者数は 286 人であることから、目標人数は 271 人以下となる。

これに対して、2018 年以降は、毎年 299 人から 356 人の範囲で増減を繰り返し、2022 年は 356 人となっていることから、目標水準には至っていない。

(オ) 社会福祉施設については、死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 5 % 以上減少させるとしているところ、2017 年の死傷者数は 171 人であることから、目標人数は 162 人以下となる。

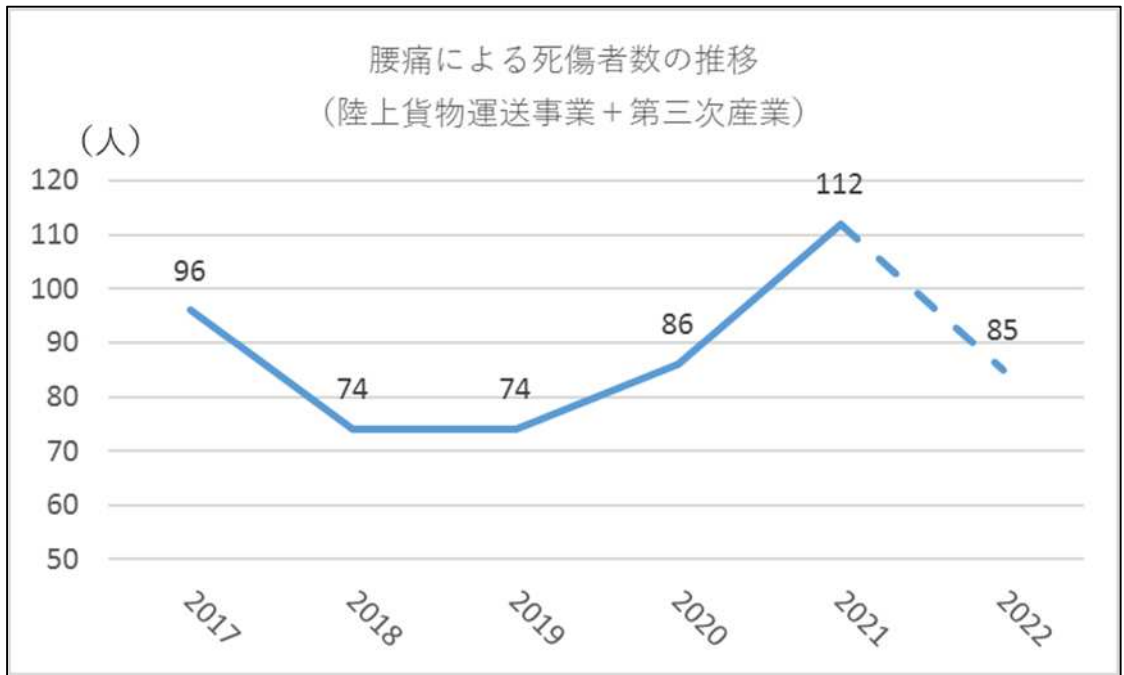
これに対して、2018 年以降は、毎年 203 人から 256 人の範囲で増減を繰り返し、2022 年は 226 人となっていることから、目標水準には至っていない。



エ 上記以外の目標

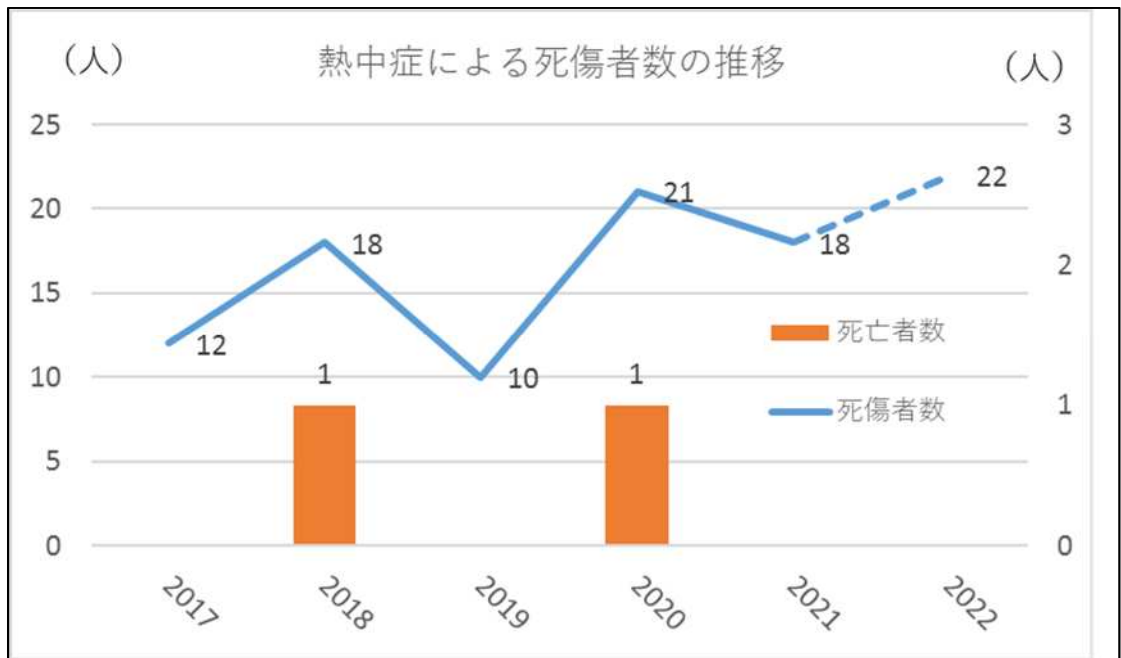
- (ア) 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上とすることを目標としているところ、これの達成状況を評価するために比較できる宮城県内のデータはない。
- (イ) ストレスチェックの実施を含めたメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を常時50人以上の労働者を使用する事業場全体の95%以上とすることを目標としているところ、厚生労働省による令和3年安全衛生調査の労働衛生課特別集計によれば、取り組んでいると回答した割合は100.0%となっていることから、計画目標は達成しているものと評価する。(同29年調査では95.6%)
- (ウ) ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を常時50人以上の労働者を使用する事業場全体の60%以上とすることを目標としているところ、厚生労働省による令和3年安全衛生調査の労働衛生課特別集計によれば、87.3%となっていることから、計画目標は達成しているものと評価する。(同29年調査では48.6%)
- (エ) 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(以下、「GHS」という。)による分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(以下、「SDS」という。)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者及び交付を受けている使用者の割合を80%以上とすることを目標としているところ、これの達成状況を評価するために比較できる宮城県内のデータはない。
- (オ) 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による被災労働者数(災害発生件数)を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させることを目標としているところ、2017年の被災労働者数は96人であることから、目標は91人以下となる。

これに対して、2018年以降85人から112人の範囲で増減を繰り返し、2022年は85人となっていることから、計画目標を達成しているものと評価する。



(カ) 熱中症による被災労働者数(災害発生件数)を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させることを目標としているところ、2017年の被災労働者数は12人であることから、目標は11人以下となる。

これに対して、2018年以降10人から22人の範囲で増減を繰り返し、2022年は22人となっていることから、2019年に目標を1人下回っているものの、目標水準には至っていないものと評価する。



(2) 災害の発生状況と対策の方向性

ア 死亡災害

13次防期間中に発生した死亡災害の約1/3が建設業(31.8%)で発生しており、次いで第三次産業(21.2%)、製造業(17.6%)、陸上貨物運送事業(17.6%)の順に多くなっている。

重点業種である製造業及び建設業についてみると、製造業では、クレーンなどの機械に起因するものが目立つほか、酸素欠乏症や硫化水素中毒も発生しており、2022年においては、3/4が「はさまれ・巻き込まれ」によるものとなっている。

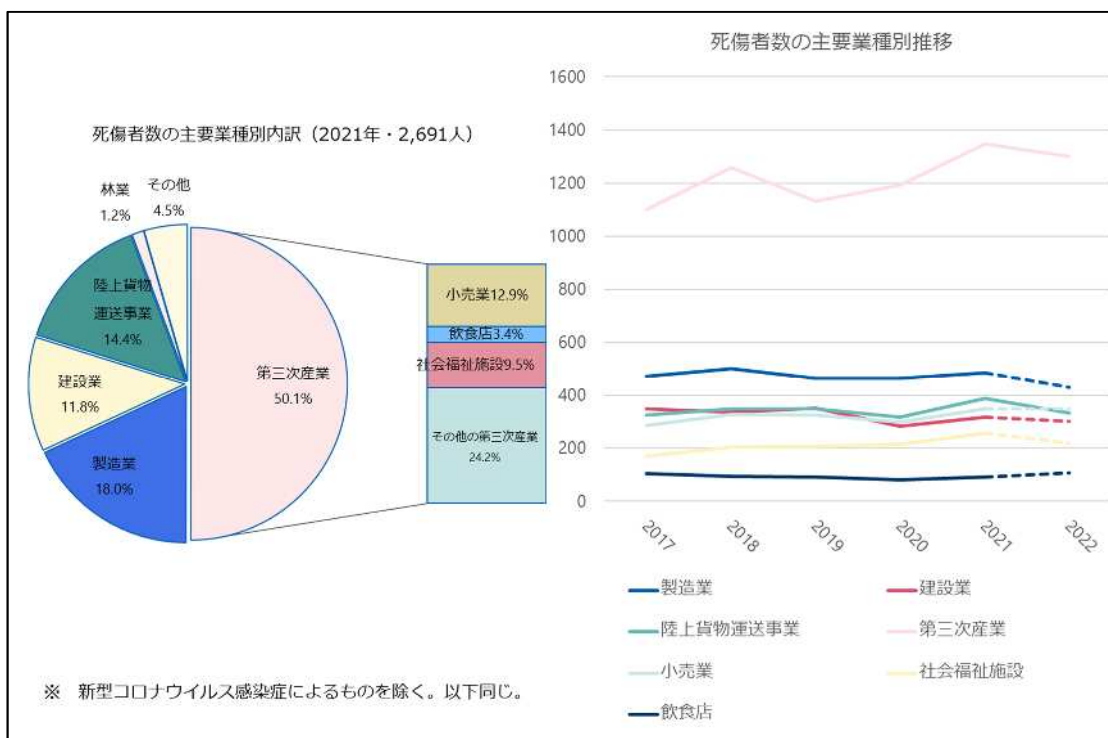
また、建設業では、「墜落・転落」によるものやドラグ・ショベルなどの建設機械によるものが目立つほか、2022年においては、墜落・転落、建設重機及び土砂崩壊のいわゆる建設業三大災害が発生している。

このように、それぞれの業種の業務内容に起因する特有の災害が多くを占めており、引き続き、こうした死亡災害が多く発生している業種を中心に労働災害防止対策に取り組むことが必要である。

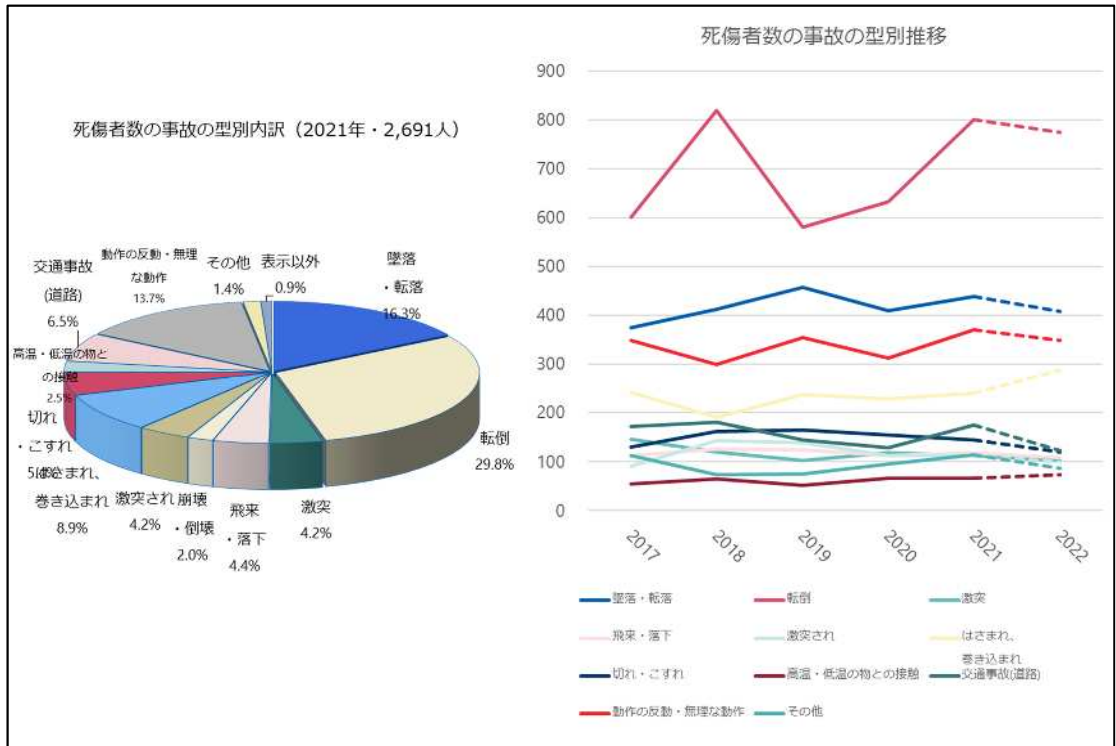
イ 死傷災害

2009年以降は増加傾向となっていたが、13次防期間中においても、増減を繰り返しながらこの傾向が継続しており、特に2021年以降は新型コロナウイルス感染症へのり患による影響で大幅に増加している。

業種別では、第三次産業が最も多く、次いで製造業、陸上貨物運送業、建設業の順になっている。

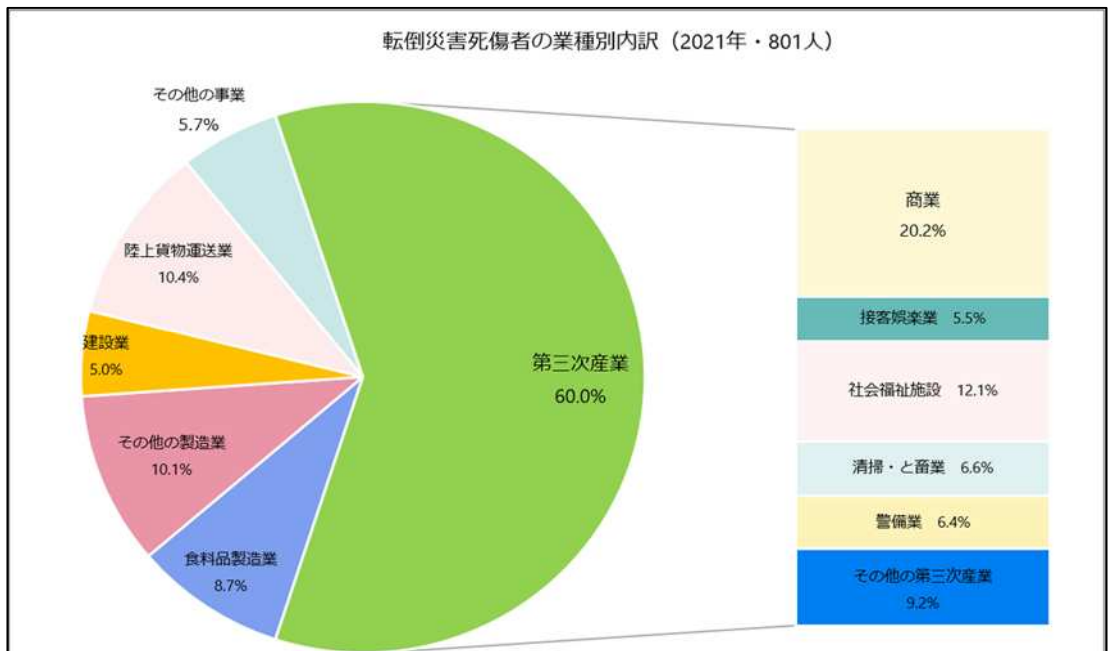


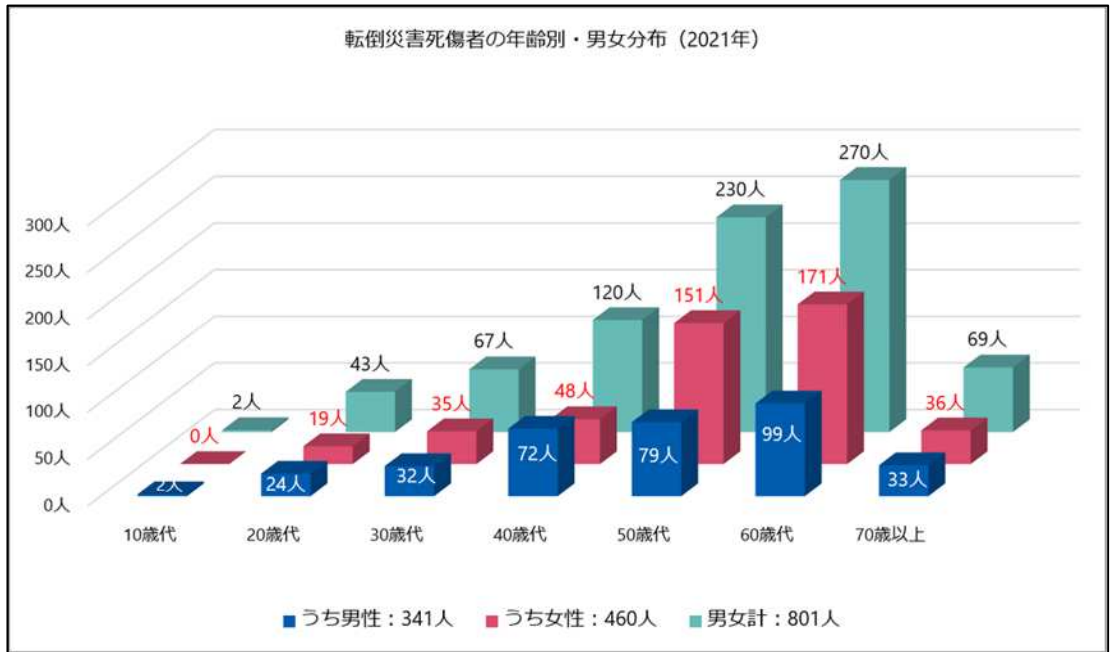
事故の型別では、「転倒」が最も多く、次いで「墜落・転落」、「動作の反動、無理な動作」、「はさまれ・巻き込まれ」の順になっている。



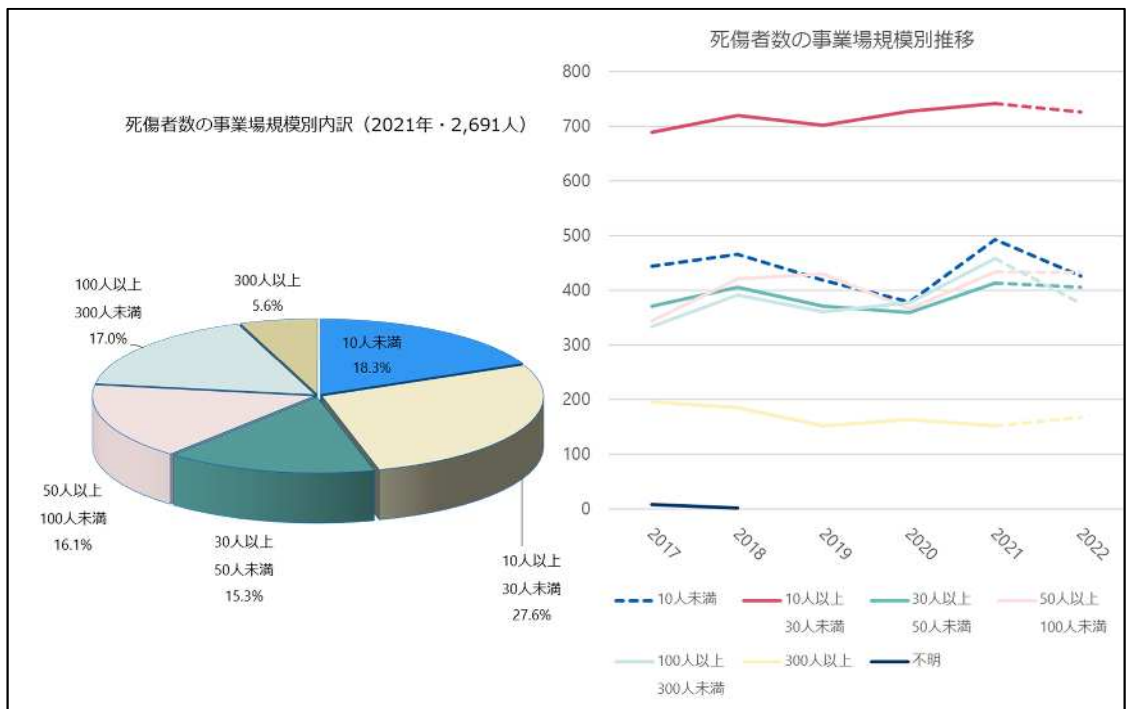
労働者の作業行動に起因する「転倒」や「動作の反動、無理な動作」によるものが全体の4割以上を占めているが、「転倒」によるものは冬季の気象条件に大きく影響される傾向がある。

また、第三次産業で多く発生していることや特に50歳代と60歳代の高齢の女性で多くなっている。

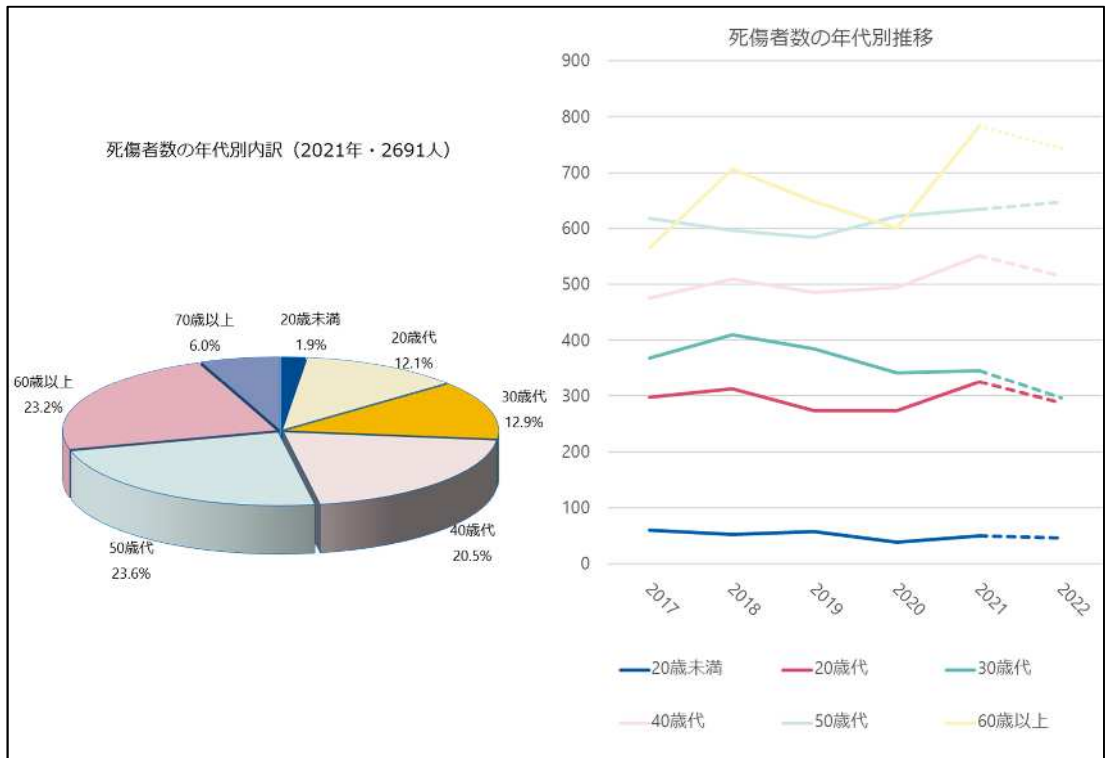




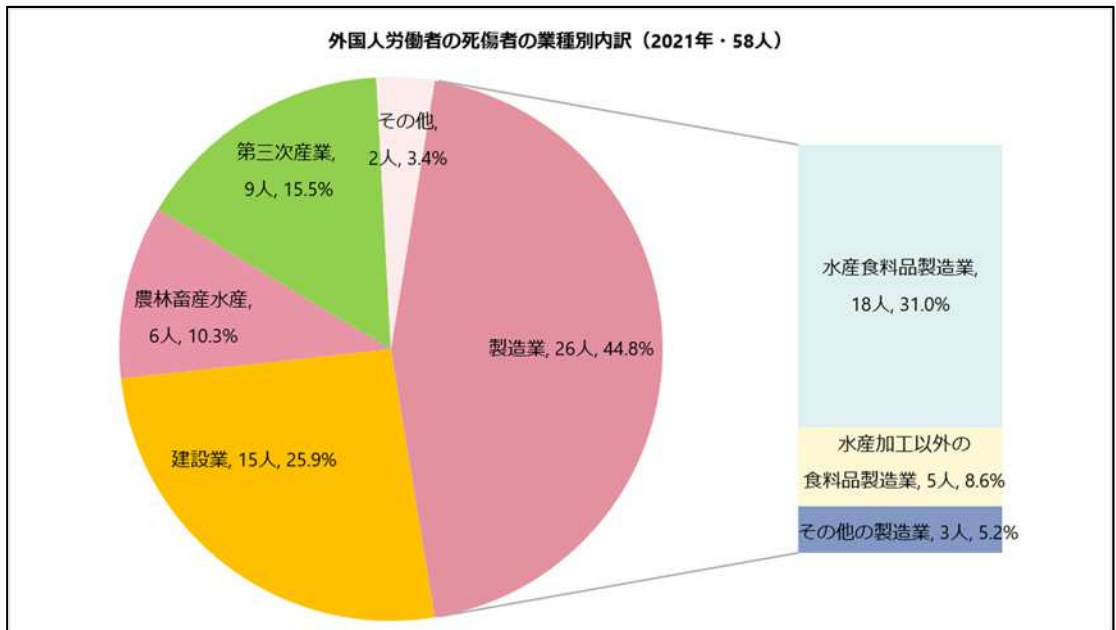
年代別では、60歳代以上が最も多く、次いで、50歳代、40歳代の順になっており、特にこれらの年代で増加傾向を示している。

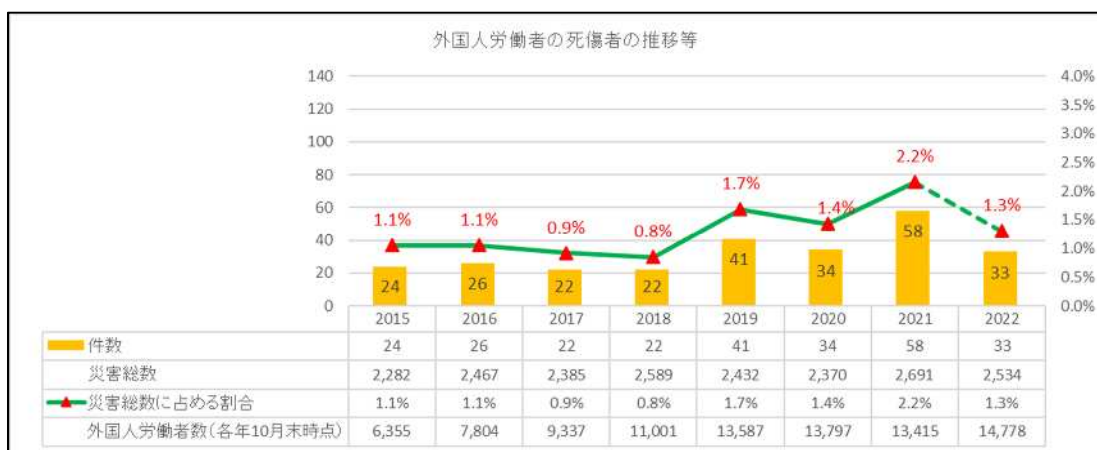


事業場規模別では、10人以上30人未満最も多くなっている。



さらに、外国人労働者の労働者数の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向にある。





以上、特にこれらの労働災害の防止対策を強化する必要がある。

(3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性

ア メンタルヘルス対策関係

13次防期間中においては、当局第3次メンタルヘルス推進計画において、主に労働者数50人以上の事業場を対象として対策を推進してきたところ、これらの事業場については、すでに目標を達成している水準にある。

よって、今後においては、いまだ取組が低調となっている労働者数50人未満の小規模事業場を対象とした取組支援を行っていく必要がある。

イ 過重労働防止対策関係

過重労働の防止については、依然として、働き過ぎによって尊い生命が失われる等の事態が後を絶たない状況にあることから、対策をより一層推進する必要がある。

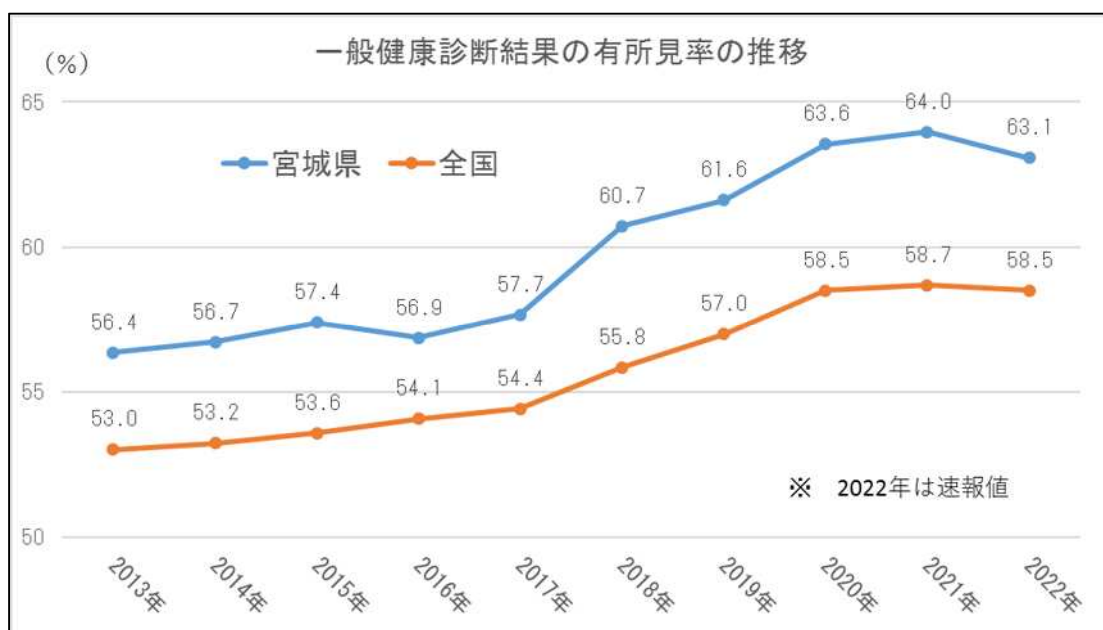
過重労働による健康障害を防止するため、時間外・休日労働時間の削減のほか、年次有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度の導入を促進する必要がある。

ウ 産業保健活動関係

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律的な管理への対応等、多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や産業保健活動の見直しが必要である。

特に、県内では一般健康診断結果の有所見率が年々上昇するとともに、全国平均を大きく上回っており、さらに、その乖離幅が増加している状況にある。

このような状況を踏まえ、事業者には、法令で定める健康確保措置に加え、それぞれの事業場の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、必要な産業保健サービスを提供することが求められる。



(4) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

法令改正による新たな化学物質管理が今後施行を迎えることから、その自律的な管理の定着が必要となっている。

また、今後、石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

さらに、熱中症の増加が懸念されることから、その防止対策の徹底が必要である。

これら職業性疾病の予防対策についても更なる取組の推進が必要である。

(5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

誰もが健康で安全に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要であり、このような考えを広く社会に浸透させることが必要である。

併せて、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備が必要である。

当局では、令和元年6月に独自ロゴマーク「SafeworK ゼロ災 MIYAGI」を制定し、その活用による安全衛生意識の向上のための取組を推進してきたところ、令和2年から「SafeworK 向上宣言」に発展させ、労働者が健康で安全に働くことができる職場づくりに向けた事業主等の意思を事業場内外に表明し、これを当局ホームページ等にも掲載する取組を、関係団体とともに推進してきた。

「SafeworK 向上宣言」を行った事業場の当局ホームページ等への掲載は、これまでで合計500件を超えており、一定の成果を上げて13次防期間終了に合わせて新規受付を停止した。

今後においては、当局ホームページ等への掲載を当面の間継続し、また、随時、更新も受け付けるとともに、本ロゴマーク等を活用するなどした新たな取組みに発展させることとしている。

また、これに併せて、「労働災害の発生件数・割合、死亡数等」、「労働安全衛生マネジメントシステムの導入の有無」、「健康・安全関連取組」等人的資本への投資の可視化による事業者自らの情報開示と当該情報に基づく第三者の評価、或いは、安全衛生対策に取り組む事業者を国が認定する取組等を通じて、官民・民間の商取引などでも、これら事業者が優先的に選ばれる社会的理解の醸成を促進していくことが重要である。

5 計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

なお、取組に際しては、関係団体との連携を図り、効率的、かつ、効果的な推進に努める。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

6 重点事項ごとの具体的取組

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

事業者に対して、安全衛生対策に取り組むことが経営や人材確保・育成の観点からもプラスであること、また、注文者をはじめ消費者やサービス利用者にも、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることなどを、あらゆる機会を捉えて周知・啓発する。

優良事業場などの把握及び育成等に努め、安全衛生表彰や厚生労働大臣表彰候補事業場の推薦等を積極的に行うとともに、安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFE コンソーシアム」のみならず、「健康経営優良法人認定制度」等、既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用して、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。また、その際、対象事業場の取引先になり得る発注者や求職者等が周知先となるよう、その周知方法についても工夫する。

「人的資本可視化指針」の周知等を図り、「労働災害の発生件数・割合、死亡数等」、「労働安全衛生マネジメントシステムの導入の有無」、「健康・安全関連取組等の説明」等といった健康・安全に関連する事項の開示を進める事業者を支援する。

事業者の具体的な取組につながるよう、本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知においては、他の事業場の好事例について、事業場の業種や規模等に即した個別具体的な取組も含めて周知するよう努める。

大学等と連携し、大学等で働く労働者への安全衛生管理の一環として、学生に対する安全衛生教育の促進を図る。

労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援等を行う。その際、労働災害防止団体は、安全管理士等を活用した助言・指導等を事業者が等しく受けられるようにするほか、支援の受け手となる中小事業者等が自発的に安全衛生対策に取り組めるよう、中小事業者等の意識改革も含めた支援に努める。

引き続き労働災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。

労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、そのメリット等についての周知を図るとともに、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会と連携し、安全衛生対策に取り組む中小事業者等の意欲を喚起する労働安全衛生コンサルタントの育成を図る。

令和元年に策定した当局独自のロゴマーク「Safework ゼロ災 MIYAGI」の活用等により、安全で健康に働くことのできる職場づくりに向けた機運の醸成を図る。

イ 労働災害発生状況の分析結果等の周知

電子申請による届出等について、そのメリットなどが十分に理解されるよう周知広報に努める。

労働者死傷病報告等の情報を迅速、かつ、適正に処理し、詳細に分析して安全衛生施策に反映させるとともに、分析結果等を周知啓発用資料としてわかりやすく加工し、ホームページなどで適時に公表する。

ウ 安全衛生対策における DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

効率的・効果的な安全衛生活動及び作業の安全化の推進に向け、ウェアラブル端末等の新技術の活用を促進する。

法に基づいて事業者が実施する健康診断情報を活用した労働者の健康保持増進の取組を促進する。

(2) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

事業者が安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失等のほか、事業者の自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ（ナッジなど）等について広く周知する。

「健康経営優良法人認定制度」等の関連施策と連携し、転倒・腰痛防止対策の具体的メニューの提示と実践に向けた事業場への支援等を図る。

「職場における腰痛予防対策指針」の措置についての指導・周知啓発を行う。

特に、介護作業で特に腰痛が懸念される医療・福祉の事業場、重量物取扱い作業で腰痛が懸念される小売業や陸上貨物運送事業の事業場を重点として、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。

また、社会福祉施設（介護施設）に対しては、安全衛生教育の徹底、同指針で定める腰痛健康診断等の普及・徹底を指導する。特に、介護職員の身体の負担軽減のための介護技術や介護機器等の導入（ノーリフトケア）等、既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。

筋力等を維持し転倒を予防するため、「Sport in Life プロジェクト」（スポーツ庁）と連携してスポーツの推進を図る。

骨密度、「ロコモ度」、視力等の転倒災害の発生リスクの見える化の手法を提示・周知する。中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況や、第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知を行うとともに、アプリ、動画等を活用した効率的・効果的な安全衛生教育ツールの普及促進を行う。

小売業、社会福祉施設、飲食店等の労働安全衛生法施行令（以下、「安衛令」という。）第2条第3号に該当する業種について、平成26年3月28日付け基発0328第6号「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定について」に基づき安全推進者の配置の促進を図る。

引き続き、STOP 転倒災害プロジェクトなどを通して継続的に周知啓発に取り組むとともに、特に、転倒災害が多発している冬期において、例年実施している「宮城年末年始労働災害防止強化運動」などに併せて、集中的な周知啓発に取り組む。

令和4年度に設置した「宮城県小売業 SafeworK 推進協議会」及び「宮城県介護施設 SafeworK 推進協議会」を活用して、効果的な災害防止対策についての検討や好事例収集等を行い、これを広く周知してその防止のための機運醸成を図るとともに、効果的と思われる対策等は他業種にも積極的に展開する。

(3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

「エイジフレンドリーガイドライン」やそのエッセンス版の周知啓発を行い、これによる高齢労働者の安全衛生確保について、具体的な取組方法等を教示するとともに、事業者等の自発的な取組を促す。

協会けんぽ等の医療保険者と連携して、コラボヘルスを促進する。

(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」を引き続き周知する。

副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール（労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ）の活用促進を図る。

技能実習生をはじめとした外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育に有効な手法の提示等を行う。

(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける法第22条の規定に関連する省令の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務付ける改正がなされ、令和4年4月に公布、令和5年4月に施行されることから、当該省令の内容についての周知等を行う。

(6) 業種別の労働災害防止対策の推進

ア 陸上貨物運送事業対策

陸上貨物運送事業における死傷災害の約7割が荷役作業時に発生しており、荷役作業時におけるトラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化を図る。

陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生している実態等に対応するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の検討を踏まえ、荷主事業者対策に取り組む。

陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、関係団体と連携して、保護帽の着用等「荷役5大災害防止」の周知徹底を図る。

イ 建設業対策

死傷災害は減少傾向にあるものの、依然として死亡災害が全業種の1/3を占め、また、墜落・転落災害が多くを占める状況にあることから、その発生状況や関連する施策の実績等を踏まえながら、足場の点検の確実な実施、リスクアセスメントの実施など、墜落・転落災害防止対策の徹底を図る。

地震等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策や建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に関する事項を含めて、平成30年に設置した発注機関や施工者等で構成する「建設工事関係者ゼロ災推進連絡会議」を通じて、関係機関等と連携を図りながら対策を推進する。

「職場における熱中症予防基本対策要綱」、「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。

ウ 製造業対策

「はさまれ・巻き込まれ」などによる労働災害のおそれがある危険性の高い機械等を使用する事業場等に対して、リスクアセスメントの実施とその結果に基づく自主的な安全衛生対策を講じることができるよう必要な支援等を行う。

機能安全を有する機械を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術を有する機械等で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

エ 林業対策

小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理時の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。また、「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等について関係事業者に対し一層積極的に周知し、これらのガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう徹底を図るとともに、その実施状況等も踏まえて安全対策に取り組む。

林野庁や地方公共団体、労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力して取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を確実に講ずるよう取組を進める。

(7) 労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策

宮城労働局「第4次メンタルヘルス対策5ヶ年計画」に基づき、以下の対策等を推進する。

産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。

事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供することを促進する。

ストレスチェックや集団分析の実施を促進するため、ストレスチェックの受検、集団分析等ができるプログラムの活用に向けて周知を図る。

集団分析、職場環境改善の実施及び小規模事業場におけるストレスチェックの実施を促進する。

健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット（欠勤、プレゼンティーズム、経営損失の防止等）についての経営層に対する意識啓発の強化を図る。

小規模事業場を中心とした好事例の周知啓発を図る。

職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知及び対策の徹底を図る。

イ 過重労働対策

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本として、次の取組を進める。

- 長時間労働が疑われる事業場への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知、これに基づく指導等に、引き続き取り組む。
- 令和6年4月より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業に従事する労働者、自動車運転者等について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。
特に、運輸業・郵便業においては全業種の中でも脳・心臓疾患による労災支給決定件数が多いことから、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の周知、これに基づく指導等に取り組む。
また、医師については医師の労働時間短縮等に関する指針に基づき、引き続き労働時間の短縮に向けた取組を進める。
- 事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導が勧奨できるよう、制度の趣旨や必要性について事業者への周知に取り組む。
「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」における研究成果を踏まえた業種別・職種別の防止対策の周知に取り組む。

ウ 産業保健活動の推進

職場における健康づくりの取組は、作業行動に起因する災害を未然に防止する効果が期待でき、特に、高年齢労働者の労働災害防止においては極めて重要な取組となることなども含めて、産業保健活動に取り組む意義やメリットを見える化し、経営層に対する意識啓発の強化を図る。

事業場ごとの状況に応じた必要な産業保健サービスを提供することができるよう、以下の支援等を行う。

- 産業保健総合支援センターを通じた中小企業等に対する産業保健活動の支援
- 産業保健スタッフの確保や研修の実施等の健康管理体制の整備の促進
- 健康保持増進への取組好事例の周知
- 健康診断及び事後措置の実施と併せて、医療保険者から定期健康診断に関する記録の写しの提供の求めがあった場合に、事業者は、当該記録の写しを医療保険者に提供しなければならないこととされていることについての周知
- 事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供することの促進（再掲）

治療と仕事の両立支援に関して、「宮城県地域両立支援推進チーム」が策定した取組計画等に基づき、機運醸成のための周知広報、モデル企業の育成等を行う。

事業場や医療機関及び労働者本人を対象として、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（令和4年3月改訂）等の周知啓発を強化する。

上記対策の効果的、効率的な推進のため、地域保健と積極的に連携する。

(8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

令和4年に改正された関係政省令に基づく新たな化学物質規制について、以下により円滑な実施を図る。

- 関係団体と連携した化学物質管理者等の育成支援
- リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく措置・濃度基準値遵守のための支援

- 化学物質管理専門家リスト等の作成による事業者における専門家へのアクセスの円滑化と協議会の設置
- 労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおける GHS 分類・モデル SDS、クリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）の周知等

イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

令和 2 年の改正石綿則に基づく建築物石綿含有建材調査者による事前調査の実施及び石綿事前調査結果報告システムを用いた調査結果の報告、事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策等について、周知啓発を図るとともにその履行確保を図る。

建築物石綿含有建材調査者講習等の講習機会を十分に提供する。

解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）による取組を強化するため、関係省庁との連携や発注者の配慮義務に係る周知等を図る。

第 10 次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。

所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う建設業労働災害防止協会に対して支援を行い、トンネル工事に従事した労働者の健康管理の充実を図る。

ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を実施して、職場における熱中症予防対策の促進を図る。

事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本産業規格（JIS）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。併せて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供を行うほか、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。

労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導や測定に関する支援等を行う。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

女川原子力発電所の再稼働が予定されていることを踏まえ、原子力施設における安全管理、被ばく線量管理及び健康管理等を徹底する。

医療機関における放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入支援を含め、医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。